

第4期茨木市
産業振興アクションプラン
(案)

目次

第1章 アクションプラン策定の基本的な考え方

- 1. 策定の背景 P 3
- 2. 計画の位置づけ P 4
- 3. 基本理念と基本方針 P 5
- 4. 関連計画等の概要 P 7

第2章 本市産業の現状と課題

- 1. 本市産業・まちの現状 P 8
- 2. 国における産業をめぐる動向 P 10
- 3. 本市産業の課題 P 12

第3章 第3期アクションプランの取組総括

- 1. 第3期アクションプランの総括 P 14
- 2. 商業の活性化 P 14
- 3. 企業活動への支援 P 16
- 4. 地域経済の成長を先導する事業者の創出・育成 P 17

第4章 第4期茨木市産業振興アクションプラン

- 1. 総合計画における施策の必要性・方向性 P 18
- 2. 本プランの目標 P 18
- 3. 施策体系 P 19
- 4. 取組内容 P 20

第5章 アクションプランの実施に向けた推進体制のあり方

- 1. 推進体制の基本的な考え方 P 24
- 2. 本プラン推進にあたって市が担うべき役割 P 24
- 3. 本プラン策定の体制 P 25
- 4. 本プラン策定の主な経過 P 25

第1章 アクションプラン策定の基本的な考え方

1. 策定の背景

本市では、平成22年（2010年）3月、おおむね10年先を見据えた市内産業の継続的な発展に向けた指針として「茨木市産業振興ビジョン」を策定しました。また、平成23年（2011年）3月には、ビジョンの実現に向けて取り組むべき内容や推進体制などを示す行動計画として「茨木市産業振興アクションプラン（前期）」を策定し、5つの重点施策を中心に、産業振興に関する取組を展開してきました。

平成27年度（2015年度）には前期のアクションプランの策定から5年が経過し、本市の産業を取り巻く状況も変化したことを踏まえ、「茨木市産業振興アクションプラン（後期）」を策定しました。

ビジョンで目途としていた10年が経過し、新型コロナウイルス感染症の流行により社会経済状況が大きく変化したことも踏まえ、令和4年（2022年）3月には「第3期茨木市産業振興アクションプラン」を策定しました。第3期プランではビジョンの基本理念を引き継ぎつつ、第5次茨木市総合計画を指針としました。

そして今般、第6次茨木市総合計画の策定と時期を合わせて、また現況調査の結果等を踏まえ、令和7年（2025年）4月を始期とする「第4期茨木市産業振興アクションプラン」を策定しました。

計画の期間	計画の名称
平成23年度（2011年度）～ 平成27年度（2015年度）	茨木市産業振興アクションプラン（前期）（5年間）
平成28年度（2016年度）～ 令和2年度（2020年度）	茨木市産業振興アクションプラン（後期）（5年間）
令和4年度（2022年度）～ 令和6年度（2024年度）	第3期茨木市産業振興アクションプラン（3年間）
令和7年度（2025年度）～ 令和11年度（2029年度）	第4期茨木市産業振興アクションプラン（5年間）

2. 計画の位置づけと期間

(1) 位置づけ

本プランは、本市のまちづくりの基本的な指針である第6次茨木市総合計画を上位計画とし、産業・都市分野で掲げる将来像の実現に向けて取り組むものです。

【第6次茨木市総合計画の施策体系】

		【各将来像の施策】			【各将来像の施策】
【将来像1】	健康・福祉	地域福祉 高齢福祉 障害福祉 健康づくり・医療	【将来像5】	産業・都市	交通 産業・観光・労働 都市計画 住環境
【将来像2】	子育て・教育	子育て 教育	【将来像6】	環境	脱炭素 自然環境 資源循環 生活環境
【将来像3】	文化・市民活動	生涯学習 スポーツ 文化芸術 人権・ダイバーシティ つながり	【将来像7】	行財政運営	行政運営 財政運営
【将来像4】	安全・安心	防災 消防・救急 防犯・消費者教育			

【産業・都市】に関するまちの将来像

個性あふれる茨木らしさで活気あふれるまち

交通利便性等の強みをいかした産業の育成、地元企業や大学との連携によるイノベーションの創出、創業促進、農林業等による地産地消の取組や担い手の育成、市内産業の認知度向上などにより産業が発展するとともに、茨木にある個性をいかした観光の振興を実現し、活気のあるまちをめざします。

(2) 計画期間

本プランの計画期間は令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間です。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
総合計画	茨木市第4次総合計画 (平成17年度～平成26年度)					茨木市第5次総合計画 前期基本計画 (平成27年度～令和元年度)					茨木市第5次総合計画 後期基本計画 (令和2年度～令和6年度)					茨木市第6次総合計画 (令和7年度～令和11年度)				
産業振興 ビジョン	茨木市産業振興ビジョン (平成22年度～令和2年度)										基本理念を継承									
アクション プラン	前期アクションプラン (平成23年度～平成27年度)					後期アクションプラン (平成28年度～令和2年度)					第3期 アクションプラン (令和4年度～令和6年度)					第4期アクションプラン (令和7年度～令和11年度)				

3. 基本理念と基本方針

(1) 基本理念

平成22年度（2010年度）から令和2年度（2020年度）までの期間で策定した産業振興ビジョンにおいて位置づけた、産業振興に対する基本的な考え方（基本理念）について、引き続き本市産業の発展に重要な考え方であることから、本プランにおける基本理念として継承します。

基本理念（産業振興ビジョンより継承）

市民の生活やまちの発展を支える産業を活性化させるには、産業構造や社会構造、人の価値観などの様々な変化に対応していかなければなりません。

特に事業活動においては、自社の「こだわり」や「がんばり」に加えて、人と人との「つながり」の中から、新たな行動のきっかけとなる気づきを得ることで、現状の強みを活かしつつ、新しい何か（Something New）を生み出していくことができるのです。

市内でSomething Newを生み出すための取組を応援し、産業と社会に対する「新しい価値の創造」をめざします。

Something New

つながりを大切に、こだわりとがんばりで新しい価値の創造をめざす

(2) 基本方針

これまでのアクションプランの①～④の基本方針を継承しつつ、第6次茨木市総合計画に新たな取組として「観光の振興」が追加されたことを踏まえ、地域資源を活かした産業振興を図るため、新たに基本方針⑤を追加します。様々な機関や事業者等と連携し、実効性のある産業振興に取り組めます。

① 民間の主体性を活かした取組を推進します

産業の担い手は、民間の事業者が中心です。市や商工会議所等の支援機関は、産業振興を推進するサポーターとして、事業者の交流や連携の促進など、事業活動の支援に取り組み、民間の主体性を活かした産業の振興を推進します。

② 多様な主体が関わる「共創」による産業振興を図ります

ビジネス関係の交流を広げる機会や、産学連携に取り組みやすい環境づくりなど、市民、企業、大学、行政など多様な主体が関わる「共創」の取組を進め、産業振興に資する取組に発展させるための仕組みの充実を図ります。

③ 「産業価値」に対する認知度向上を図ります

事業者と地域がつながる機会を増やして、市内産業の魅力や価値の認知度を高め、市民の生活満足度やまちへの愛着心の向上につなげます。また、商工会議所や金融機関等の関係機関とともに、市内事業者の歴史や優れた技術力などの魅力の発信、交流・コミュニティ形成のきっかけづくりなど、ソフト支援にも取り組みます。

④ 市内でがんばり、チャレンジする事業者・人を支援します

外的環境の変化に対応し、新たな事業を興す起業や、事業活動の価値や生産性の向上をめざす取組を支援し、事業者の活力の維持・拡大につなげます。また、地域経済の活性化、雇用や生活利便性の維持に重要な役割を担う市内事業者が操業しやすい環境の整備、様々な主体との交流やコミュニティ形成を促進し、事業者の地域に根差した成長を支援します。

⑤ 【新規追加】地域資源を活かした産業振興を図ります

「ダムパークいばきた」などの本市の地域資源や、大阪・関西万博などの機会を最大限に活用し、市内外からの誘客と市内での回遊、消費の促進を図り、地域経済の活性化につなげます。

4. 関連計画等の概要

(1) 関連計画等

- ・茨木市都市計画マスタープラン

おおむね10年後の将来像と必要な施策展開方針等を示す市の都市計画に関する基本的な方針。

- ・茨木市中心市街地活性化基本計画

中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地の活性化に関する法律に基づいて策定し、内閣総理大臣の認定を受けた計画。

- ・茨木市立地適正化計画

人口減少、少子高齢化社会の到来を踏まえ、持続可能な都市の実現に向け、住宅と生活を支える施設の集約化を図るため、都市再生特別措置法に基づき定める計画。

- ・次なる茨木グランドデザイン

「中心市街地活性化基本計画」の推進に向け、中心市街地における「まちの将来像＝次なる茨木」の姿を示すとともに、市民、民間、行政など、多様な人々が関わりを持ち、共有、発展させていきながら「まちづくり」に取り組んでいくことをめざす考え方。

(2) 関連法令

- ・小規模企業振興基本法

人口減少・高齢化、競争の激化、地域経済の低迷等の構造変化の中で、小規模事業者、国、地方公共団体、支援機関等の行動を促していくための仕組みとして制定された法律。

- ・地域未来投資促進法

地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を促進することを目的とする法律。

第2章 本市産業の現状と課題

1. 本市産業・まちの現状

本市産業の特徴として、以下のような点が挙げられます。

① 本市産業の概況

- ・本市産業の構成比は「卸売業、小売業」「医療、福祉」「運輸業、郵便業」「製造業」の4つの産業で市内従業者数全体の約6割を占めています。平成28年（2016年）から令和3年（2021年）にかけての5年間では事業所数は減少する一方で、従業者数は増加しました。従業者規模別の推移を見ると、「50～99人」では事業所数、従業者数ともに減少している一方、「100人以上」では、事業所数、従業者数とも増加しています。
- ・事業所の開業・廃業については、令和2年（2020年）から令和3年（2021年）にかけては開業率が増加し、廃業率が減少しましたが、令和4年（2022年）には開業率の減少、廃業率の増加の傾向が再びみられることから、今後も廃業率増加の傾向が続く可能性があるものと懸念されます。

② 本市の特徴的な産業

- ・彩都西部地区には、教育施設や複合商業施設、公園などが立地するほか、バイオ・医薬・食品・コスメ・ヘルスケア等をはじめとする様々なライフサイエンス分野の研究・技術開発機能等を持つ施設並びにこれらに付随する関連施設のための一大拠点として「彩都ライフサイエンスパーク」が誕生し、医薬品関連ベンチャー等の集積が進んでいます。また中部地区や東部地区には大型物流施設が立地しており、一大物流拠点が形成されています。
- ・交通の要衝にある本市には、倉庫業等の流通関連企業が多く立地されてきました。市南東部に位置する南目垣・東野々宮地区（エリア名：イコクルいばらき）では、広域幹線道路大阪高槻京都線沿道の立地条件を活かし、土地区画整理事業が進められています。市南部地域の拠点にふさわしい大規模商業施設と大規模物流施設を配置することで、効率的な土地利用を進めています。

③ 大学などの知的資源の集積

- ・本市には立命館大学、追手門学院大学、梅花女子大学、藍野大学、大阪行岡医療大学の計5大学が立地し、2万人以上の学生が通学しています。
- ・複数の大学が存在することで、研究の分野や専門性が多様化し、知的資源が集積され、その結果として市内の起業やベンチャー企業の活性化が期待できます。
- ・本市では地域の課題解決や活性化を図ることを目的に、13の大学・短大と連携協定を締結しているほか、産学連携を進めるための補助金やセミナーを実施しています。

④ 中心市街地の活性化

- ・本市では、中心市街地における「まちの将来像＝次なる茨木」の姿を示すとともに、市民、民間、行政など、多様な人々が関わりを持ち、共有、発展させていながら「まちづくり」に取り組んでいくことをめざすため「次なる茨木ブランドデザイン」を推進しています。
- ・令和5年（2023年）11月、市民会館跡地エリアに本市の新しいランドマークである「茨木市文化・子育て複合施設 おにクル」が誕生しました。おにクルはホール、こども支援センター、図書館、市民活動センター、プラネタリウムなど様々な機能を備えた複合施設です。
- ・おにクルオープン時期に合わせて、本市を代表する緑地帯である元茨木川緑地の高橋交差点を中心とした周辺エリアの改良工事も行われ、緑地での滞在やイベントなど利活用しやすい空間となりました。

⑤ 新たな地域資源の整備

- ・現在本市では市北部に位置する安威川ダム周辺に「公共施設」と「民間施設」が共存する都市型公園「ダムパークいばきた」の整備を進めています。令和6年度（2024年度）には、日本最長となる420mの歩行者専用つり橋を含むアクティビティエリアが開園予定のほか、今後も様々なアクティビティの整備が進められており、本市の新たな観光施設として注目されています。
- ・令和7年（2025年）には大阪・関西万博が開催され、国内外から多くの観光客が大阪府に訪れることが予想されています。そのような機会に、本市としても観光客を誘客する仕組み作りが求められています。

2. 国における産業をめぐる動向

① 人口の動向

国立社会保障・人口問題研究所によると、国内の総人口は長期の減少過程に入っており、令和38年（2056年）には1億人を下回る想定となっています。高齢化率は上昇を続け、令和19年（2037年）には国民の3人に1人が65歳以上になると見込まれています。その一方で、出生数は減少を続けることから、生産年齢人口の割合も減少し、それに伴う人材不足を中心として、産業面でも今後多くの課題が生じることが懸念されています。

② ICT活用の進展

ICTの発達によりAI（人工知能）やIoT（モノのインターネット）といった技術革新が進み、生産効率性の飛躍的な向上や、従来人間によって行われていた労働の補助、代替による人手不足の解消などが期待されています。また新型コロナウイルス感染症の流行により、社会経済において急速にデジタル活用が進むなか、中小企業においても、DX（デジタルトランスフォーメーション）化が求められており、国では「IT導入補助金」「小規模事業者持続化補助金」などの支援制度が整備されています。

③ SDGsの推進

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、平成27年（2015年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標です。

SDGsがめざす「『誰一人取り残さない』持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」は、本市総合計画のめざすべき方向性と同様であり、総合計画において施策ごとに関連する目標を位置づけ、整理を行っています。

本プランにおいても、関連するSDGsの推進につながるように、各取組を実施します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



④ カーボンニュートラル

昨今、地球温暖化により世界の平均気温が上昇し、世界各地で異常気象などの気候変動問題が顕在化していることから、温室効果ガスの排出削減に取り組むことが、社会全体の喫緊の課題になっています。そのため国は温室効果ガス排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」を目標に掲げ、脱炭素社会の実現をめざすことを宣言しています。地域経済の成長を担う中小企業においても、カーボンニュートラルへの挑戦を成長の機会と捉えて、生産性の向上や新規事業の創出など、自らの稼ぐ力の強化につなげていくことが求められています。

⑤ 物価高騰の影響

原油価格の上昇や世界的な物流混乱、人件費の高騰、円安の影響などにより、物価の高騰が進んでいます。この影響は、日用品から製造業の生産コストへと広範に及び、企業においても、加工食品や製造部材の費用増加は回避できない課題となっています。

⑥ 2024年問題

働き方改革の一環で、令和6年（2024年）4月より自動車運転業務において時間外労働の上限が設定される一方、ドライバー不足、長距離輸送などが難しくなることから、運送業者の売り上げや利益の減少、ドライバーの収入減少、運送費の上昇などが懸念され、物流が停滞しかねなくなるという、いわゆる「2024年問題」が顕在化しています。

国では、課題解決及び物流革新に向けて政策及びガイドラインを令和5年度（2023年度）に策定し、運送業者にとどまらず、荷主事業者（運送の発注者、荷物の受領者）にも取組を求めています。

3. 本市産業の課題

(1) 現況調査の実施

本プランの策定に先立ち、前回のプラン改定時からの経年変化や、市内事業者の現況を把握するため、以下の調査及び統計データを基に本市産業の分析を令和5年度（2023年度）に実施しました。

分類	調査対象	回収数	実施期間
事業所 アンケート	茨木市内の事業所3,500ヶ所 ※調査対象の抽出分に加え、本市ホームページ上でアンケートを情報発信し、広く回答を募集した	回収数:923ヶ所	令和5年（2023年） 8月
商店街 アンケート	茨木市内の商店街	回収数:12ヶ所	令和5年（2023年） 8月～9月
大学・短大 アンケート	茨木市内をはじめ、大阪府内・北摂地域に立地する大学・短大	回収数:15機関	令和5年（2023年） 9月～10月
産業支援機関 アンケート	大阪府下に立地する産業支援機関	回収数:8ヶ所	令和5年（2023年） 9月

(2) 分析結果から抽出した課題

① 小規模企業における事業活動の停滞、起業ニーズ・事業継続に関する課題認識

- ・平成28年（2016年）から令和3年（2021年）の間で「宿泊業、飲食サービス業」「卸売業」「生活関連サービス業、娯楽業」「金融業、保険業」といった従業員規模の小さい業種の従業者数が減少傾向にあります。
- ・従業員が9人以下の事業者のうち、6割強の事業者が、前回調査よりも売上高が減少したと回答しています。
- ・産業支援機関において、事業継続、起業に関する相談が増加傾向にあります。
- ・商店街において、店主の高齢化、集客力のある店舗不足を課題とするところが多くなっています。
- ・事業所の後継者問題として「38.8%⇒後継者なし」「26.1%⇒わからない」と回答しており、今後は事業所数の減少が予測されます。

② 中規模企業における多様な経営課題、仲間づくりのニーズ

- ・ 10人以上の事業所、または建設業、製造業、運輸業、医療、福祉、売上高・利益ともに増加している企業では、人材不足や人材育成が困難な状況であるところが多くなっています。
- ・ 原料価格や人件費の高騰を多くの企業が経営課題として認識しているほか、自社や商品・サービスのPR強化、市場や販路の開拓、設備増強・更新、新商品・新サービスの開発についても経営課題としている企業が多くあります。
- ・ 大学や研究機関との連携や企業間連携に関心のある企業が多くあります。
- ・ 事業活動に役立つ情報源として、中規模企業は積極的に連携や情報収集の機会を持つ傾向がみられます。
- ・ 大学・短大アンケートでは講座・イベント・調査・研究・開発の分野で産学連携の実績があり、取組効果が見られたところが多いことに加え、最近は産学連携の取組の実施機会が増加しています。
- ・ 市内の事業所でのインターンシップを望む大学・短大は多くあります。

③ 産業支援情報、市の新たな動きへの関心

- ・ 事業活動に役立つ情報源として、インターネット・SNS、専門家、広報いばらきが、前回調査時より上位に回答されており、情報の取得の仕方に変化が生じています。
- ・ 大阪府下の産業支援機関においては、事業所等からの相談件数は増加傾向にあります。これは新規事業の支援、海外向け事業展開の支援、知的財産・特許に関する支援、生産性向上に向けた支援など、多様なサービスが大阪府下の産業支援機関で受けられるという背景があります。
- ・ 「おにクル」「ダムパークいばきた」等の新たな施設が整備されました。またオープンカンパニーなど新たな施策も展開しており、本市の動向に対する事業者の関心が高まっています。

第3章 第3期アクションプランの取組総括

1. 第3期アクションプランの総括

(1) 成果指標の達成状況

成果指標	策定時 令和元年度 (2019年度)	目標 令和6年度 (2024年度)	総括時 令和5年度 (2023年度)	達成 状況
市内での操業継続の意向 市内事業所現況調査において「現在の 場所で事業を続ける」と回答した割合	73.4%	→ (維持)	78.3%	○
市内事業所の景況 市内事業所現況調査において「2～3 年前との比較で利益が増えた」と回答し た割合	17.8%	↑ (上昇)	16.4%	×
新事業展開の実践 市内事業所現況調査において「新事業 の展開を実施した」と回答した割合	29.0%	↑ (上昇)	27.0%	×

市内での操業継続の意向については、市内で事業を続けたいと回答した事業者の割合が、令和元年度（2019年度）に比べ約5%増加しました。

市内事業所の景況と新事業の展開についてはいずれも微減となりました。この主な要因は、前計画期間中に発生した新型コロナウイルス感染症拡大による影響によるものと考えられます。

引き続き市内での操業継続の意向を維持しつつ、新しい事業や取組につなげていく工夫が必要です。

2. 商業の活性化（第5次茨木市総合計画における取組5-1-2）

(1) めざすべき姿

商店街が、利便性が高く居心地の良い場となり、大型ショッピングセンターと共生しています。また、まちなかに魅力ある商店が集まり、多様なイベントが開催され、楽しみに訪れた人々で賑わっています。

(2) 成果や現状

- ・令和2年（2020年）に始まった新型コロナウイルス感染症は、社会経済状況にも大きな影響を及ぼしました。状況が変化するなか、令和4年度（2022年度）までは、事業継続に向けた感染対策や販路拡大の取組支援、市内での消費喚起に向けた、キャッシュレス決済ポイント還元事業やプレミアム付商品券事業等を適宜実施し、コロナ禍での事業活動の維持、新たな事業展開につながりました。
- ・令和2年度（2020年度）は新型コロナウイルス感染症の拡大により事業活動の停滞がみられましたが、令和3年度（2021年度）からは小売店舗改築（改装）事業補助制度の活用増、商業者による販売促進につながるイベントの再開など、徐々に活発化する傾向がみられました。
- ・令和5年（2023年）秋の「おにクル」の開館に際して、近隣の商店街では、開館への機運向上を絡めた販売促進イベントが実施されたほか、周辺の飲食店や小売店では、おにクル応援商品の開発が行われました。
- ・今後も、「おにクル」や「ダムパークいばきた」の開業を契機とした、事業者や商店街の主体的な取組を誘発する仕掛け、取組等への支援が必要です。

(3) 成果指標及び達成状況

成果指標	単位	実績値			目標値
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
商業者による地域支援や地域活性化に向けた取組件数	件/年	7	7	9	10
補助制度等の支援による、新規出店件数	件/年	30	22	30	25

3. 企業活動への支援（第5次茨木市総合計画における取組5-1-3）

（1）めざすべき姿

市内企業が操業を継続し、発展成長することにより、地域経済が発展しています。

（2）成果や現状

- ・令和2年（2020年）以降は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況・事業活動への影響を踏まえ、事業者の感染対策など、コロナ禍での事業継続を支援しました。
- ・コロナ関連融資を受け、国の利子補給制度を利用した小規模企業者を対象に、利子補給終了後2年間、市が独自に利子補給を行う制度を創設し、金融負担軽減を図りました。
- ・企業訪問については、コロナ禍で一時減少した対面での実施件数を徐々に感染拡大前の水準に戻し、円安等による経営への影響など、企業における課題点の把握に努めました。
- ・令和2年（2020年）10月から令和4年（2022年）3月まで経営アドバイザーを従来の3名から5名に増員し、事業者の経営相談や事業所訪問の充実に努めました。
- ・令和4年度（2022年度）には、物価高・原油高の影響を踏まえ、運送事業者や一定の光熱費負担がある事業所への支援を行いました。
- ・令和5年度（2023年度）には、「オープンファクトリー」を試行的に実施しました。4社をバスツアーで訪問し、参加企業・参加者とも好意的な意見が多く集まりました。
- ・企業の人材確保や認知向上に向けては、企業の取組や魅力を伝えることが有効であり、今後も継続して取り組む必要があります。

（3）成果指標及び達成状況

成果指標	単位	実績値			目標値
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
巡回訪問での制度周知による 各種支援施策の利用件数	件/年	69	59	76	70
事業承継に係る支援事業の数	事業	4	4	4	5
中小企業人材育成支援事業の 利用件数	件/年	5	5	7	15

4. 地域経済の成長を先導する事業者の創出・育成

(第5次茨木市総合計画における取組5-1-4)

(1) めざすべき姿

クリエイターや研究者といった知識・技術を持った人材の活躍で、個性あふれる新しい事業が創出されています。また、事業者、大学、地元金融機関、行政や市民が連携し、それぞれの強みを活かして取り組むことにより、地域産業の活性化が進んでいます。特区制度や企業立地促進奨励金などの支援施策により、バイオ関連や環境関連など成長産業の集積が進んでいます。

(2) 成果や現状

- ・創業支援では、民間の支援機関と連携し、相談・セミナー・金融支援等に取り組みました。経営アドバイザーによる創業相談は、コロナ禍でも大きく減少することはなく、女性向け起業セミナーや、創業希望者誘致セミナーの参加状況も堅調でした。
- ・創業促進事業では、令和2年度(2020年度)は申請件数が減少し新規創業を控える動きがみられましたが、令和3年度(2021年度)には感染拡大前の件数程度まで回復し、その後も同程度の創業実現数となっています。
- ・産学連携については、「産学連携交流サロン」を実施し、多くの参加がありました。産学連携スタートアップ支援事業では、新たな付加価値の創出、実用化に向けたアイデアが生まれています。多様な事業分野にも広がるよう周知を図ることが必要です。
- ・今後は、創業者も含めて事業者の交流を促進し、事業者の連携や新たな取組につながるような仕掛けづくりとともに、創業後の継続的な支援が必要です。

(3) 成果指標及び達成状況

成果指標	単位	実績値			目標値
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
特定創業支援等による創業実現件数	件/年	119	111	110	197
産学連携スタートアップ支援事業を活用した事業の実用化数 (累計)	件	4	4	4	8

第4章 第4期茨木市産業振興アクションプラン

1. 総合計画における施策の必要性・方向性

(1) 施策の必要性

(第6次茨木市総合計画より引用)

精力的な事業活動はまちのにぎわい、生活利便性の向上、地域経済の活性化、雇用・就労につながることから、産業の新陳代謝を高め、事業者の活力を増進させる取組が必要です。

観光については、地域の活性化やまちへの愛着醸成に向けて、市内外からの来訪及び交流活動を促進する取組が必要です。

(2) 施策の方向性

(第6次茨木市総合計画より引用)

産業振興においては、人材確保や生産性の向上など事業活動の基盤強化をサポートするとともに、創業や新事業展開など成長をめざす事業者を積極的に支援します。さらに、企業の魅力につながる働きやすい職場環境整備の推進や人材育成を支援することにより、求職者の安定就労、企業の人材確保を図ります。

観光では、本市の豊富な魅力資源を最大限に活用し、関係団体等と連携して効果的な情報発信を行うことで、市内での回遊、消費を促進します。

2. 本プランの目標

本プランでは、総合計画における施策の必要性と方向性に基づき、産業・都市に関する将来像「個性あふれる茨木らしさで活気あふれるまち」の実現に向けた目標を設定します。

目 標	基準値	目標値
	令和5年度 (2023年度)	令和11年度 (2029年度)
産業・観光によって「まちがにぎわっている」と感じる市民の割合	-	60%以上
市内での操業継続の意向	78.3%	約80%を維持
新事業展開の実践	27.0%	30%以上

3. 施策体系

(1) 基本取組と重点取組

総合計画における将来像を達成するため、総合計画のうち関連する【施策内の取組】ごとに設定している【取り組むこと】を、本プランで実施する【基本取組】に位置づけます。また、【基本取組】の中で特に重点的に取り組むものを【重点取組】と位置づけます。

(2) 施策体系

総合計画		アクションプラン	
将来像5【産業・都市】		基本理念	
まちの将来像		Something New	
個性あふれる茨木らしさで 活気あふれるまち		基本方針	
		①民間の主体性を活かした取組を推進します	
		②多様な主体が関わる「共創」による産業振興を図ります	
		③「産業価値」に対する認知度向上を図ります	
		④市内でがんばり、チャレンジする事業者・人を応援します	
		⑤地域資源を活かした産業振興を図ります	
施策		基本取組（★は重点取組）	
「産業・観光・労働」		人材確保の支援★	
		人材育成の支援	
		生産性向上の支援	
		販路開拓	
		認知度向上★	
		資金繰りの支援	
		商業団体の活動支援	
施策内の取組		創業支援★	
5-2-2 事業活動の支援		企業立地支援	
		新商品開発・新事業展開	
5-2-3 事業者の創出や成長促進		産学連携の推進★	
		コンテンツ造成★	
5-2-4 観光の振興		アクセス向上	
		プロモーション	

4. 取組内容

(1) 総合計画「5-2-2 事業活動の支援」に基づく取組

【めざすべき姿】

市内事業者の操業継続、成長志向のある事業者の取組により、地域経済が発展しています。

【取り組むこと】（本プランにおける【基本取組】）

企業訪問や経営相談等により、市と事業者の関係性を深めるとともに、事業者の認知向上による販売促進や人材確保、生産性向上に向けた取組の促進など、事業者の操業継続を支援します。

【本プランで重点的に取り組むこと】

小規模・中規模企業とも、従業者数の減少や人材不足が課題となっています。この状況は今後さらに深刻になると予想されること、また令和5年度から実施した「オープンカンパニー」などの認知度向上の取組が、企業の魅力等を伝える有効な方法であることから、「人材確保の支援」「認知度向上」を重点取組として実施します。

基本取組	内容
人材確保の支援 (重点取組)	今後さらに深刻になると予想される企業の人材不足に対応するため、市内企業の魅力を市民に伝える「オープンカンパニー」や、学生と市内企業が交流できる取組など、企業の人材確保につなぐ取組を進めます。
人材育成の支援	市内企業の人材育成を支援することにより、従業員の離職や流出、企業の生産性の低下を防ぎます。
生産性向上の支援	企業のDXや設備投資、事業所のリニューアル等を支援し、生産性向上、事業活動の活性化につなげます。
販路開拓	新たな販路の拡大のため、海外への展開や展示会への出展など、事業者の新規顧客の獲得を促し、経営力の強化につなげます。
認知度向上 (重点取組)	産業情報サイト「あいきゃっち」のリニューアルを契機として、より幅広い情報発信を進めていくほか、事業者の認知度が向上している広報誌の活用、「オープンカンパニー」の継続的な開催によるPRの機会の拡大など、様々な媒体を活用し市内事業者の認知度向上を図ります。
資金繰りの支援	金融機関への預託による事業資金の融資、信用保証協会へ支払う保証料の補助など、中小企業の円滑な資金調達を確保します。
商業団体の活動支援	地域住民の生活を支え、利便性の向上やまちのにぎわい創出などに取り組む商業団体の取組を支援します。

【成果指標】

成果指標	単位	目標値				
		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
事業者による地域 支援や地域活性化 に向けた取組件数	件/年	11	13	15	17	18
先端設備導入計画 認定件数	件/年	6	6	7	7	7
オープンカンパニ ーへの参加企業数	社	9	11	13	14	15

(2) 総合計画「5-2-3 事業者の創出や成長促進」に基づく取組

【めざすべき姿】

創業希望者の支援や産学連携・事業者連携の推進により、多様なビジネスへのチャレンジや創業者の増加、付加価値の創出など、地域産業の新陳代謝が促進されています。

【取り組むこと】（本プランにおける【基本取組】）

商工会議所、金融機関、大学など、地域の主体と連携し、創業や新事業展開へのチャレンジを支援します。

【本プランで重点的に取り組むこと】

創業にかかる相談件数は増加傾向にあり、引き続き創業支援に取り組むとともに、事業者の交流の場や創業後の継続的な支援が必要なこと、また大学が多いという本市のポテンシャルを活かし、事業者と大学・学生の交流を促進し、様々な連携・取組を進めることが重要であることから、「創業支援」「産学連携の取組」を重点取組として実施します。

基本取組	内容
創業支援 (重点取組)	従来の創業支援施策に引き続き取り組んでいくほか、潜在的創業者の発掘やターゲットに応じた創業支援、創業者のコミュニティづくりなど、市全体として幅広い層が創業しやすい環境の整備を進めていきます。また、創業後もアウトリーチ等の方法により、継続して支援を実施します。
企業立地支援	高い交通利便性やライフサイエンス産業の集積など、企業活動に優位な本市の特性を活かし、新たな企業の立地を促進することで、地域経済の活性化と雇用の拡大をめざします。

新商品開発・新事業展開	補助金等の支援を充実させることにより、事業者が新たな取組にチャレンジできる環境を整え、事業拡大や利益の増加といった事業活動の活性化を支援します。
産学連携の推進 (重点取組)	従来の産学連携交流サロン、産学連携スタートアップ支援事業補助金等の支援制度の認知度を高め、活用する層の拡大を図るとともに、市内大学の学生が新たにチャレンジする場の創出や、市内事業者との連携を促す新たな取組を模索していきます。

【成果指標】

成果指標	単位	目標値				
		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
創業支援等事業計画における創業実現者数	人/年	120	124	128	132	136
産学連携による取組件数	件/年	4	4	5	5	6

(3) 総合計画「5-2-4 観光の振興」に基づく取組

【めざすべき姿】

多様な主体と連携しながら、本市の魅力の磨きあげ・認知向上を図ることで、本市への来訪や回遊・消費の促進、好感・愛着の形成につながり、持続的な地域活性化が図られています。

【取り組むこと】（本プランにおける【基本取組】）

観光協会をはじめ民間団体や事業者・近隣市とも連携しながら、体験や消費につながる魅力的なコンテンツの充実に取り組み、ターゲットに訴求するよう効果的なプロモーションを行います。

【本プランで重点的に取り組むこと】

「ダムパークいばきた」の開業や大阪・関西万博の開催に伴い、これまでよりも多くの来訪者が見込まれ、これらの機会を生かし、市内での回遊や消費を促す取組が必要であることから、「コンテンツ造成」を重点取組として実施します。

基本取組	内容
コンテンツ造成 (重点取組)	本市の魅力ある地域資源の発掘、特産品の創出や販売促進、近隣市との連携も含めた周遊ルートづくりなど、本市を訪れた人がより楽しめるコンテンツ造成を行います。
アクセス向上	交通事業者等と連携してバスやレンタサイクルの利活用を促進するなど、誰でも気軽に市内を周遊できるアクセスの向上をめざします。
プロモーション	交通機関や広告会社等と連携し、大阪府内外に向けた広域的な観光プロモーションを実施することにより、今後さらに増加していくと見込まれる大阪府への観光客を本市に取り込んでいきます。

【成果指標】

成果指標	単位	目標値				
		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市と民間が協力して実施する観光振興事業の取組件数	件／年	3	3	4	4	5

第5章 アクションプランの実施に向けた推進体制のあり方

1. 推進体制の基本的な考え方

本プランを推進する基本的な考え方については、以下のとおりです。

- (1) 本プランの推進は、市が中核的役割を担います
- (2) 関係機関・団体および関係部局との連携に積極的に取り組みます
- (3) 民間の主体的な取組を誘発し、サポートする体制を構築・強化します

2. 本プランの推進にあたって市が担うべき役割

(1) 必要な制度や施策の創出と周知

めざすべき姿に向かって、本プランを実行するにあたり、必要な制度や施策をつくり、事業者に広く周知することでその活用を促進し、効果的に運用します。

(2) プラン検証・評価と見直し

本プランを計画的に進めるうえで、各取組の実施状況や、目標への進捗状況等を「産業振興アクションプラン推進委員会」で確認・評価し、年度ごとに各基本取組の方向性や進め方について適宜見直しを行います。

(3) 関係機関との連携と民間の主体的な取組のサポート

各取組を進めるためには、国や大阪府、商工会議所や観光協会、金融機関、大学等の関係機関や市内の関係部局との連携が重要です。これらの連携を活かして、民間の主体的な取組を支援し、効果的な事業の推進につなげます。

3. 本プラン策定の体制

本プランの策定にあたっては、学識者、事業者、市民等から構成される「産業振興アクションプラン推進委員会」で検討を実施しました。構成メンバーは以下のとおりです。

氏名（50音順）	所属団体等
あかまつ まさみ 赤松 正巳	北おおさか信用金庫
● いづた たかし 伊津田 崇	中小企業診断士
おおいわ けんご 大岩 賢悟	市内事業者
おおつぼ 大坪 さやか	市内事業者
おくやま ゆい 奥山 結衣	市民委員
ごほう みなこ 五寶 美奈子	市民委員
たつみ ゆきえ 辰巳 雪絵	市内事業者
つじた もとこ 辻田 素子	龍谷大学 経済学部
なかの たくじ 中野 拓二	茨木商工会議所
◎ のぐち よしふみ 野口 義文	立命館大学 副学長
ふじい しげお 藤井 茂男	市内事業者

◎:委員長 ●:副委員長

4. 本プラン策定の主な経過

次のような流れで、プランの改定を進めました。

〈令和5年度（2023年度）〉

産業振興アクションプラン策定関連現況調査の実施（8月～10月）



産業振興アクションプラン策定関連現況調査の報告（3月）



〈令和6年度（2024年度）〉

第1回 推進委員会（6月）

プランの体系および取組の方向性について検討・協議



第2回 推進委員会（11月）

プランの素案の確認・協議



パブリックコメントの実施（1月～2月）



第3回 推進委員会（予定）

パブリックコメントの対応確認、プラン（案）の確認



第4期産業振興アクションプランの策定（3月）

〈計画期間〉令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度）

茨木市産業振興アクションプラン
令和7年（2025年）●月

発行 茨木市

編集 茨木市 産業環境部 商工労政課

茨木市駅前三丁目8番13号

電話：072-622-8121（代表） 072-620-1620（直通）

FAX：072-627-0289

E-mail: syokorosei@city.ibaraki.lg.jp